

総室発第 79 号
平成 27 年 11 月 5 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 行

敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る優先審査について

当社は、平成 16 年 3 月 30 日に敦賀発電所の原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請」という。）しておりますが、この度、新規制基準を踏まえた原子炉設置変更許可を申請（以下「後申請」という。）することといたしました。

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、当社といたしましては、新規制基準への適合性等を早急に確認し、安全性を確保することが必要と考えておりますので、後申請案件を既申請案件より優先して審査していただきますようお願いいたします。

なお、既申請案件につきましては、後申請案件の許可後、新規制基準を踏まえた補正申請を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：敦賀発電所原子炉設置変更許可申請書
（3号及び4号原子炉の増設）
2. 申請日：平成16年3月30日（総室発第307号）
3. 変更の理由：3号及び4号原子炉の増設のため。

【後申請案件】

1. 申請書名：敦賀発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
（2号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成27年11月5日（総室発第78号）
3. 変更の理由：

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、2号炉の設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置並びに体制の整備等を行う。

あわせて、記載事項の一部を関連法令の条文等と整合した記載に変更する。

以上